

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則の一部改正について（概要）

令和6年6月 内閣府大臣官房公益法人行政担当室

1 納税証明書の認定法上の取扱い

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第6条第5号に掲げる欠格事由（国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの）の有無を確認するため、公益認定申請時及び毎年度の事業報告に添付する形で滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書を提出しなければならない（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号。以下「認定法施行規則」という。）第5条第3項第6号及び第38条第1項第1号）。

2 改正の方向性 ※詳細は別紙1（2ページ以降）参照

国税については、公益法人に対し滞納処分を執行した場合には、国税当局から行政庁に対して意見申述（通知）が行われることとなっている。なお、運用が整備された平成21年から現在まで意見申述の実績はない。

このため、公益法人に係る国税滞納処分の有無は、納税証明書で確認せずとも、行政庁で把握することが可能であることから、毎事業年度経過後に提出する事業報告書には国税の納税証明書の添付を不要とする。なお、認定法第6条第5号に該当しないことの説明責任はあくまで法人に求められるものであることから、法人に対して同号に該当しないことを説明した確認書の提出を求める。

ただし、公益法人となる前、一般法人である時の滞納処分の有無については、国税庁から通知されず、過去3年分遡って確認する必要があるため、公益認定申請時の納税証明書は引き続き求めることとする。

地方税については、令和6年4月に手引きを改訂し、納税証明書の提出範囲に関して「法人の納付義務がある税目について、すべての税目に係る証明書を提出」する旨に改めたところ。しかし、これまで認定法施行規則上にその提出範囲について明確な定めがなかったことから、今回の改正で、その提出範囲を認定法施行規則上も明確化することとする。

3 改正の内容

認定法施行規則第5条及び第38条を改正するもの（別紙2参照）

4 施行期日等

公布日：令和6年7月中下旬

施行期日：公布日

1 認定法上の納税証明書の位置付け

(1) 欠格事由

公益法人の欠格事由として、国税又は地方税の滞納処分の執行がされている又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しない法人は、公益認定を受けることができないこととされている認定法第6条第5号。

これは、公益法人が法令遵守を求められていることは当然のこととして、加えて一定の税制優遇を受けることから、本来納めるべき税を納めず、滞納処分を受けた者は、公益認定に値せず、公益認定に伴う税制優遇を措置するにふさわしくないという判断が背景にある。

(2) 公益認定における行政庁による意見照会

この認定法第6条第5号に掲げる欠格事由の有無について、行政庁（内閣総理大臣又は各都道府県知事）は、公益認定の際に、国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）に意見を聴くものとされている（認定法第8条第3号）。

しかし、申請法人一つ一つについて、行政庁が国税庁長官等に照会を行うことは、実務上過度な負担となることから、認定法施行規則第5条第3項第6号において、滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書を申請法人の提出書類として規定し、当該書類の確認をもって、意見照会を行ったこととしている。

(3) 事業報告における納税証明書の提出

上記(2)の認定時のほか、公益法人は毎年度の事業報告として、毎事業年度経過後三箇月以内に提出する財産目録等に、滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書を添付して提出しなければならないとされている（認定法施行規則第38条第1項第1号）。

(4) 地方税に係る納税証明書の提出範囲

なお、地方税の納税証明書の提出範囲は、法令上特段の定めはないが、

- ・ 「申請の手引き 公益認定編」等において、「納税実績の有無にかかわらず提出が必要」「従たる事務所としての登記の有無にかかわらず、全ての事務所所在の都道府県及び市区町村について、全ての税目に係る証明書を提出」とし、
- ・ 「定期提出書類の手引き 公益法人編」において、「従たる事務所としての登記の有無にかかわらず、全ての事務所所在地について提出」としていたところ、令和6年4月に、両手引きを改訂し、いずれも「法人の納付義務がある税目について、すべての税目に係る証明書を提出」する旨に改めたところ。

2 令和5年地方からの提案の内容と対応の方向性

令和5年地方分権改革に関する提案募集において、以下の提案があった。

納税証明書の発行に係る法人及び地方公共団体の事務負担を軽減できるよう、PICTISにおける国、都道府県、市町村の納税情報連携機能を実装すること。

システム連携の早期実現が難しい場合、納税情報に係る地方公共団体独自の情報連携体制（納税情報の

バックオフィス連携システム等)が構築されている場合には、該当する地方公共団体の納税証明書に限り添付を省略できるよう府令を改正すること。

(管理番号 102「公益認定申請に係る納税情報の連携を可能とし納税証明書の添付を不要とすること」)

上記の提案を受け、政府としての対応方針が以下のとおり決定された。

公益社団法人及び公益財団法人(以下「公益法人」という。)が毎事業年度に行政庁(3条。以下この事項において同じ。)に提出する、当該法人が滞納処分を受けたことがないことの証明書(22条1項及び施行規則38条1項1号)については、その提出を一部不要とするなど、公益法人、行政庁、国税当局及び地方税当局の負担を軽減する方法について検討を行い、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」令和5年12月22日閣議決定)

地方からの提案では、「PICTISにおける国、都道府県、市町村の納税情報連携機能を実装する」よう提案があったが、1のとおり、行政庁において必要なのは滞納処分がなかったことの証明であり、納税情報は不要である。また、納税情報の提供については特に慎重な取扱いが求められることにも鑑み、「納税証明書の発行に係る事務負担の軽減」という観点から、納税証明書の添付を一部省略することができないか、国税・地方税それぞれについて対応を検討した。

(1) 国税の納税証明書

国税においては、公益法人に対し滞納処分を執行した場合には、国税当局から行政庁に対して意見申述(通知)が行われることとなっている。なお、運用が整備された平成21年から現在まで意見申述の実績はない。

したがって、現状でも、公益法人に係る国税滞納処分の有無は、納税証明書で確認せずとも、行政庁で一定程度把握することが可能であることから、このように、行政庁が欠格事由への該当の有無を確認できる場合で、行政庁が不要と認めるときには、毎事業年度経過後に提出する国税の納税証明書の添付を不要とする形で認定法施行規則の一部を改正し、手引きの改訂を行うこととする。なお、認定法第6条第5号に該当しないことの説明責任はあくまで法人に求められるべきものであることから、添付の省略は例外的なものとして位置付け、納税証明書の添付を省略する場合には、法人に対して同号に該当しないことを説明した確認書の提出を求めることとする。

ただし、公益法人となる前、一般法人である時の滞納処分の有無については、国税庁から通知されず、過去3年分遡って確認する必要があるため、公益認定申請時の納税証明書は引き続き求めることとする。

なお、事業報告提出時における国税の納税証明書が添付省略となったことにより、行政庁から国税庁への照会等が増えることは想定していない(欠格事由への該当性について疑義のある事案が生じた場合は、まずは行政庁から公益法人に納税証明書その4の提出等を求める。)

(2) 地方税の納税証明書

1(4)のとおり、地方税の納税証明書の提出範囲については、令和6年4月に、手引きを改訂し、「法人の納付義務がある税目について、すべての税目に係る証明書を提出」する旨に改めたところ。しかし、これまで認定法施行規則上にその提出範囲について明確な定めがなかったことから、今回の改正で、そ

の提出範囲を認定法施行規則上も明確化することとする。

〔参考〕手引きの改訂内容（予定）

（１）定期提出書類の手引き（公益法人編）（令和６年４月１７日版）５９頁、６０頁

改訂前	改訂後（案）																
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">添付書類一覧</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">①～⑨（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑩ 滞納処分に係る<u>国税及び地方税</u>の納税証明書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑪～⑮（略）</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注)</p> <p>①～⑨（略）</p> <p>⑩ 当該事業年度中に貴法人が、滞納処分を受けたことがないことの証明書になります。当該事業年度の期間が全て含まれていれば、認定申請時と同じく、過去３年以内に滞納処分を受けたことがないことの証明書でも構いません。</p> <p>なお、最初の事業年度の事業報告の際は、認定申請書に添付した納税証明書における証明の期間の末日から当該事業年度の末日までの期間が、全て含まれている必要があります。</p> <p>また、証明書は、<u>国税にあつては「納税証明書（その４）」</u>になります。<u>地方税にあつては、様式が自治体ごとに異なるため、各地方公共団体の税担当窓口にお問い合わせください。「納付税額等の証明書」ではありませんの</u></p>	添付書類一覧		①～⑨（略）		⑩ 滞納処分に係る <u>国税及び地方税</u> の納税証明書		⑪～⑮（略）		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">添付書類一覧</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">①～⑨（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑩ 滞納処分に係る納税証明書 <u>（ただし、国税に係る納税証明書については添付不要です。代わりに確認書を提出してください。●頁参照）（認定法施行規則第 38 条第 1 項柱書）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑪～⑮（略）</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注)</p> <p>①～⑨（略）</p> <p>⑩ 当該事業年度中に<u>貴法人が滞納処分</u>を受けたことがないことの証明書になります。当該事業年度の期間が全て含まれていれば、認定申請時と同じく、過去３年以内に滞納処分を受けたことがないことの証明書でも構いません。<u>国税に係る納税証明書は不要です。ただし、認定法第 6 条第 5 号に規定する欠格事由に該当する疑義のある事案が生じた場合等は、行政庁から公益法人に納税証明書その 4 の提出等を求める場合があります。</u></p> <p>なお、最初の事業年度の事業報告の際は、認定申請書に添付した納税証明書における証明の期間の末日から当該事業年度の末日までの期間が、すべて含まれている必要があります。</p> <p>また、<u>地方税に係る証明書は、様式が自治体ごとに異なるため、各地方公共団体の税担当窓口にお問い合わせください。「納付税額等の証明書」ではありませんので、ご注意ください</u></p>	添付書類一覧		①～⑨（略）		⑩ 滞納処分に係る納税証明書 <u>（ただし、国税に係る納税証明書については添付不要です。代わりに確認書を提出してください。●頁参照）（認定法施行規則第 38 条第 1 項柱書）</u>		⑪～⑮（略）	
添付書類一覧																	
①～⑨（略）																	
⑩ 滞納処分に係る <u>国税及び地方税</u> の納税証明書																	
⑪～⑮（略）																	
添付書類一覧																	
①～⑨（略）																	
⑩ 滞納処分に係る納税証明書 <u>（ただし、国税に係る納税証明書については添付不要です。代わりに確認書を提出してください。●頁参照）（認定法施行規則第 38 条第 1 項柱書）</u>																	
⑪～⑮（略）																	

<p>で、ご注意ください。なお地方税（都道府県税及び市町村税）にあつては、貴法人の納税義務がある税目について、すべての税目に係る証明書を提出してください。</p> <p>(以下略)</p> <p>⑪～⑮ (略)</p>	<p>さい。なお地方税（都道府県税及び市町村税）にあつては、貴法人の納税義務がある税目について、すべての税目に係る証明書を提出してください。</p> <p>(以下略)</p> <p>⑪～⑮ (略)</p>
---	--

(2) 確認書

毎事業年度経過後 3 か月以内に提出する財産目録等に添付する確認書を公益認定法施行規則第 38 条第 1 項柱書に基づき新設。

<p>確認書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">法人の名称 代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 4 9 号。以下「認定法」という。) 第 22 条第 1 項に規定する書類を提出するに際し、当法人は下記の事項を確認しました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定法第 6 条第 5 号に規定する欠格事由に該当しないこと <p>【参考】認定法(抄)</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの</p> <p>六 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
